

がんの地域連携パスの手続きが簡略化されました

連携医療機関（かかりつけ医）での作業

1. 連携医療機関（かかりつけ医）は症例に応じて、連携を希望するがん診療連携拠点病院¹⁾（以下、拠点病院）に患者紹介を行う。
2. 紹介患者がパスの適応となる場合は、拠点病院へのパス参加の申込 Fax で意思表示を行う。

拠点病院での作業

1. 拠点病院（計画策定病院）からの、「がん治療連携計画策定料・がん治療連携指導料の施設基準」の届出に必要な書類は下記の3点です。必要事項をご記入の上、正副2通を、近畿厚生局兵庫事務所へ提出してください。
2. 提出書類
 - (1) 別添2「特掲診療料の施設基準等に係る届出書」（A4・1ページ）
 - (2) 様式13の2「がん治療連携計画策定料・がん治療連携指導料の施設基準に係る届出添付書類」
 - ① 連携医療機関一覧表に、申請のあった連携医療機関名、病床数、連絡先、治療を担うがんの種類に加えて、医療機関コードを付記した形で様式を統一して添付する。
 - ② 届出済みの医療機関の一覧と、今回新規届出を行う医療機関一覧の2種類の提出を行う。
 - ③ 県外の連携医療機関がある場合は、当該医療機関が新規届出の場合は、別の一覧表での提出を行う。
 - (3) 様式13の3「地域連携診療計画書」（兵庫県統一版）
 - ① 様式13の3「地域連携診療計画書」【肺がんUFT用、経過観察術後汎用パス】の2種類
 - ② 様式13の3「地域連携診療計画書」【胃がん】
 - ③ 様式13の3「地域連携診療計画書」【大腸がん】
 - ④ 様式13の3「地域連携診療計画書」【肝がん】
 - ⑤ 様式13の3「地域連携診療計画書」【乳がん】

確認事項

1. 各拠点病院は、申請のあった連携医療機関と、がんパスの進捗状況を、6ヶ月に1回程度、兵庫県がん診療連携協議会事務局（以下、協議会）に報告する。
2. 連携医療機関の名簿、がんパスの進捗状況は、各圏域における郡市医師会、兵庫県医師会、協議会、各拠点病院、疾病対策課で共有する。

¹⁾ がん診療連携拠点病院は、国指定の拠点病院、県指定の拠点病院、準じる病院を含む。

以上